公益財団法人千葉市文化振興財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉市文化振興財団(以下「財団」という。)定款第15 条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準として 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、理事長及び常務理事をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の役員をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬及び手当その他職務の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務の遂行するために要する交通費、旅費(宿泊料、日当等を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬)

- 第3条 常勤役員に報酬を支給する。
- 2 報酬の額は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長 月額 392,000 円
 - (2) 常務理事 月額 379,000 円
- 3 報酬の支給日及び支給方法等は、財団職員の例による。
- 4 新たに常勤役員となった者、又は常勤役員を退任し、辞任し、若しくは解任された者の報酬は、常勤役員に就任した日から又はその退任、辞任若しくは解任の日(死亡したときは、その月)までについて支給する。この場合において、任期満了によって退任した者が再び就任したときは、引き続き在任しているものとみなす。
- 5 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、 又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎と して、日割りによって計算する。

(常勤役員の期末手当)

- 第4条 常勤役員に期末手当を支給する。
- 2 前項の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在任する常勤役員に対して、それぞれ基準日の別に応じて、次の表の支給月欄に定める月に支給するものとし、支給日及び支給方法等は、財団職員の例による。

*	
基準日	支給月
6月1日	6月
12月1日	12 月

- 3 期末手当の額は、次のとおりとする。
 - (1) 期末手当基礎額に特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉市条例第17号。以下「千葉市特別職給与条例」という。)の規定による市長等に対する期末手当の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在任期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

ア 6 箇月 100 分の 100

イ 5箇月以上6箇月未満 100分の80

ウ 3箇月以上5箇月未満 100分の60

エ 3箇月未満 100分の30

(2) 前項の期末手当基礎額は、報酬月額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

ア 理事長 100分の120

イ 常務理事 100分の115

4 前3項の規定にかかわらず、千葉市職員の身分を有する者(常勤の特別職を含む。)は、無報酬とする。

(常勤役員の通勤手当)

- 第4条の2 常勤の役員に通勤手当を支給する。
- 2 前項の通勤手当の額は、公益財団法人千葉市文化振興財団職員給与規程(以下「給与規程」という。)第13条第2項に規定する通勤手当と同一の額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員に支給される通勤手当の例による。

(非常勤役員の報酬)

- 第5条 非常勤の理事に報酬として、理事会等の会議に出席する都度、日額 13,000 円を支 給する。
- 2 監査業務等を実施する監事に報酬として、1事業年度につき、500,000円を支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、千葉市職員の身分を有する者(常勤の特別職を含む。)は、 無報酬とする。

(評議員の報酬)

- 第6条 評議員に報酬として、評議員会等の会議に出席する都度、日額 13,000 円を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、千葉市職員の身分を有する者(常勤の特別職を含む。)は、無報酬とする。

(費用等)

- 第7条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担する、又は負担した費用については、これを支払うことができるものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員に出張等に要する旅費を支給することができる。
- 3 前項の旅費の支給に関しては、千葉市特別職給与条例の規定による市長等に対する旅費 等の支給の例による。

(公表)

第8条 当財団は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が 別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行日前から財団の常勤役員であった者は、引き続き在任しているものとみなす。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和5年6月17日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人千葉市文化振興財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関す

る規程第4条の規定は、令和5年6月1日から適用する。 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。